

## 中期目標の達成状況に関する評価結果

国立大学法人徳島大学

法人番号：67

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b> （大項目2）研究に関する目標</p> <p><b>【評価結果原文】</b> 【3】順調に進んでいる</p> <p><b>【申立内容】</b> 「評価作業マニュアル」のP22「第3期 達成状況評価における段階判定の流れ」を踏まえると、判定は「【4】中期目標の達成に向けて計画以上の進捗状況にある」が妥当ではないか。</p> <p><b>【理由】</b> 下記の理由により、大項目の判定は、<u>「【4】中期目標の達成に向けて計画以上の進捗状況にある」が妥当と考える。</u></p> <p><u>中期計画2-1-2-1の計画の核となる先端酵素学研究所（全国共同利用・共同研究拠点認定）については、現況分析評価において「高い成果を上げている」との評価を得、加点を得ている。</u></p> <p><u>また、先端酵素学研究所のみならず、地方大学・地域産業創生交付金事業の採択（国立大学では9大学のみ）を契機として設置したポストLEDフォトンクス研究所では、次世代光源の開発と応用展開により世界最先端研究を推進しており、医光融合研究部門では本学の医・歯・薬学分野と連携し、光工学を用いた新たな医療技術の研究も進めている。</u></p> <p><u>さらに、平成28年度の学部新設・改組を基盤として、学内外の異分野融合型共同研究や、高大接続の拡充、さらには大学発ベンチャー設立推進を強力に推し進める拠点として新たにバイオイノベーション研究所も設立しており、全学的な研究体制機能の</u></p>	<p><b>【対応】</b> 原案のとおりとする。</p> <p><b>【理由】</b> 中期計画2-1-2-1の判定について、当該中期計画に係る取組がなされていることが達成状況報告書等から確認できるものの、「優れた実績を上げている」とまではいえない。 また、小項目2-1-2、2-1-3、2-2-1、2-2-2の判定について、当該小項目達成に向けた取組や活動、成果からみて、「優れた実績を上げている」とまではいえない。 なお、小項目の判定にあたっては、当該小項目の中期計画の平均値は目安であり、特記事項を要素とし、「教育研究の質の向上」、「個性の伸長への寄与」の観点から総合的に判断している。</p>

強化のみならず、各種研究にて大型競争的資金を獲得する等、各研究所において着実に成果を上げている。

以上を踏まえ、当該計画の判定は「中期計画を実施し、優れた実績を上げている」、小項目2-1-2の判定については、「中期目標の達成に向けて進捗し、優れた実績を上げている」が妥当であると考えます。

なお、当該計画の自己判定では「中期計画を実施し、優れた実績を上げている」としているにもかかわらず、評価結果が「中期計画を実施している」とどまっている理由を明示いただきたい。

また、小項目2-1-3、2-2-1、2-2-2については、評価結果原案において、中期計画の平均点がそれぞれ「2.5」以上となっており、かつ目標達成に向け実施した取組の多くが「優れた点」、「特色ある点」として特記事項に挙げられ、高く評価されていることから、「中期目標の達成に向けて進捗し、優れた実績を上げている」の判定が妥当であると考えます。

さらに、中項目2-1、2-2の判定及び大項目の評価についても、それぞれ一段上位の「【4】中期目標の達成に向けて計画以上の進捗状況にある」と判定されるべきではないか。

(別添「意見申立に係る評点の分析(試算)」参照)

## 中期目標の達成状況に関する評価結果

国立大学法人徳島大学

法人番号：67

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b>            (大項目3) 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標</p> <p><b>【評価結果原文】</b>  <b>【3】</b> 順調に進んでいる</p> <p><b>【申立内容】</b>            「評価作業マニュアル」のP22「第3期 達成状況評価における段階判定の流れ」を踏まえると、判定は「<b>【4】</b> 中期目標の達成に向けて計画以上の進捗状況にある」が妥当ではないか。</p> <p><b>【理由】</b>            下記の理由により、大項目の判定は、「<b>【4】</b> 中期目標の達成に向けて計画以上の進捗状況にある」が妥当と考える。</p> <p><u>中期計画3-1-4-1の計画の核となるCOC+事業では、事業評価において、中間評価及び最終評価ともに「S」評価を得ており、当初より高い実績を上げていることが評価されている（中間・最終ともに「S」評価は本学を含め4大学のみ）。</u></p> <p><u>以上を踏まえ、当該計画の判定は「中期計画を実施し、優れた実績を上げている」、小項目3-1-4の判定については、「中期目標の達成に向けて進捗し、優れた実績を上げている」が妥当であると考え。</u></p> <p><u>なお、当該計画の自己判定では「中期計画を実施し、優れた実績を上げている」としていたが、評価結果原案においては「中期計画を実施している」、大項目の最終評価が「順調に進んでいる」とどまり、評価結果の乖離について受け入れ難く、判定理由について明示いただきたい。</u></p>	<p><b>【対応】</b>            原案のとおりとする。</p> <p><b>【理由】</b>            当該中期計画に係る取組がなされていることが達成状況報告書等から確認できるものの、「優れた実績を上げている」とまではいえない。            また、当該小項目達成に向けた取組や活動、成果からみて、「優れた実績を上げている」とまではいえない。            なお、本評価は、大学教員等から選任された評価者によるピア・レビューを中心として行ったものである。小項目の判定については、当該小項目の中期計画の平均値は目安であり、特記事項を要素とし、「教育研究の質の向上」、「個性の伸長への寄与」の観点から総合的に判断している。            意見申立てを行う場合には、達成状況報告書、書面で照会した確認事項の回答及びヒアリング等における内容を根拠とする必要がある。地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）の最終評価については4年目終了時評価の時点では確定しておらず、他法人との評価の公平性を確保する観点から、この点について、申立ては受け付けられない。</p>

<p>また、小項目3-1-1、3-1-2、3-1-3については、評価結果原案において、中期計画の平均点が「2.5」以上となっており、かつ目標達成に向け実施した取組の多くが「優れた点」、「特色ある点」として特記事項に挙げられ、高く評価されていることから、「中期目標の達成に向けて進捗し、優れた実績を上げている」の判定が妥当であると考えます。</p> <p>その結果、大項目の評価についても一段上位の「【4】中期目標の達成に向けて計画以上の進捗状況にある」と判定されるべきではないか。</p> <p>(別添「意見申立に係る評点の分析(試算)」参照)</p>	
--	--

## 中期目標の達成状況に関する評価結果

国立大学法人徳島大学

法人番号：67

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【申立内容】</b> 評価方法について、下記の理由のとおり改善を願いたい。</p> <p><b>【理由】</b> <u>中期計画ごとの評価結果の平均点を基準とする評価方法では、本学のように中期目標・中期計画を極め細かく設定している大学にとって、中期計画において高い評価を得たとしても、その優れた実績が十分に大項目の最終的な評価結果に反映されない。</u> 優れた点や特筆すべき点があれば加点する等、評価結果に取組への評価が反映される評価方法への改善を願いたい。</p> <p>また、<u>自己判定より下位の評価となる場合には、その理由についても明示いただく事が必要ではないか。</u></p>	<p>意見の内容は、評価制度そのものに関するものであり、申立ての対象としない。</p> <p>なお、本評価では、中期計画の段階判定の平均値をあくまでも目安として、小項目の達成を重要視した評価を行っている。中期計画の実績ではなく、小項目の趣旨に照らして、「優れた実績」や「特筆すべき実績」として認められるかなどの視点から総合的に判断している。</p> <p>意見の内容も参考に今後も評価の適正性、社会への説明責任を念頭に見直しを引き続き行っていく。</p>